

◆危険物取扱者試験

一般財団法人 消防試験研究センター

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/19nagano/index.html>)

◆危険物取扱者試験準備講習会

一般社団法人 長野県危険物安全協会

(<http://w2.avis.ne.jp/~kenkikyo/>)

この講習会は危険物取扱者試験に先立って行われるもので、合格を目指した講習会です。講師は佐久広域連合消防本部職員、長野県危険物安全協会の専任講師が担当します。

◆危険物取扱者保安講習

一般社団法人 長野県危険物安全協会

(<http://w2.avis.ne.jp/~kenkikyo/>)

この講習会は、午前中に給油取扱所の部を行い、午後に一般の部を行います。講師は、佐久広域連合消防職員が担当します。

<受講対象者>

危険物施設(許可施設)において危険物の取り扱いに従事する危険物取扱資格者は、消防法第13条の23の規定により都道府県知事が行う保安講習を受講しなければなりません。

- (1) 危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物作業に従事している危険物取扱者

【受講の時期】

- ① 継続して危険物作業に従事している方

前回受講した日以降における最初の4月1日から3年以内

- ② 新たに従事する方(再び従事することとなった方を含む)

従事することとなった日から1年以内

- ③ 新たに従事する方で、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方

免状の交付日又は前回受講した日以降における最初の4月1日から3年以内

- (2) 危険物取扱作業に従事しなくなったもの又は従事していないが、受講を希望する危険物取扱者

※上記の各種試験及び講習会の申請書類等一式は、下記の消防署にありますので、詳細はお近くの消防署「予防係」または消防本部「予防課」へ、お問い合わせください。

- ・小諸消防署 0267-24-0119
- ・佐久消防署 0267-62-0119
- ・軽井沢消防署 0267-45-0119
- ・北部消防署 0267-82-0119
- ・川西消防署 0267-53-0119
- ・南部消防署 0267-92-0119
- ・御代田消防署 0267-32-0119
- ・消防本部 0267-64-0119